

「（有価）証券取引法」

1994年7月26日

(Gesetz über den Wertpapierhandel [WpHG] von 26. Juli 1994)

山田剛志

(目次)

第1章 適用範囲、定義

第1条 適用範囲

第2条 定義

第2章 証券取引に関する連邦証券取引監督庁 [Bundesaufsichtamt]

第3条 組織

第4条 権能

第5条 証券委員会 [Wertpapiererrat]

第6条 国内監督官庁との協力

第7条 国外管轄当局 [zuständigen Stellen] との協力

第8条 守秘義務

第9条 報告義務

第10条 強制執行

第11条 費用

第3章 内部者取引の取締まり

第12条 内部者証券

第13条 内部者

第14条 内部者取引の禁止

第15条 市場価格に影響を与えるような事実の公表及び報告

第16条 継続的取締まり

第17条 個人情報処理及び利用

第18条 内部者取引違反に対する刑事手続

第19条 国際協力

第20条 適用除外

第4章 上場企業における議決権持分 [Stimmrechtsanteils] の変更に関する公表及び届出義務 [Mitteilungspflicht]

第21条 届出義務のある者の届出義務

第22条 議決権の帰属

第23条 議決権の非帰属

第24条 コンツェルンに属する企業による届出

第25条 上場企業の公告義務

第26条 国外に営業所を有する企業の公告義務

第27条 通知した資本参加の証明

第28条 議決権の停止

第29条 連邦証券取引監督庁の権限

第30条 国外の監督当局との協力

第5章 有価証券取扱会社の行為規定

第31条 一般行為規定

第32条 特別行為規定

第33条 組織義務

第34条 記録義務及び保管義務

第35条 行為規定の監視

第36条 報告義務及び行為規定の検査

第37条 適用除外

第6章 犯罪及び違反に対する罰則規定

第38条 犯罪に対する罰則

第39条 秩序罰に対する過料

第40条 所轄行政官庁

第7章 経過規定

第41条 第一次的な届出及び公表義務

第1章 適用範囲、定義

第1条〔適用範囲〕 本法は、証券取引所内及び証券取引所外において取引される有価証券及びデリバティブ（金融派生商品）並びに証券取引所に上場されている企業の株主議決権の変更について適用される。

第2条〔定義〕 ① 本法における「有価証券」とは、次のものをいう。

- 1、株式、株式を代理する証明書、債務証券、享益証券 [Genußscheine] 及びオプション証券 [Optionscheine]
- 2、株式又は債務証券に準ずる他の有価証券

たとえ上記の有価証券が国家機関により規制され監督されている市場で取引される場合であっても、規則的に取引され、更に大衆にとって直接又は間接に取得されやすいものでなければならない。

② 本法における「デリバティブ」とは、第2条第1項の意味における国内若しくは国外の市場において適切に取引される諸権利であって、その証券取引所価格又は市場価格が、直接若しくは間接的に他の有価証券、外国通貨及び金利の変化に応じてその価値が変わる権利のことをいう。

③ 本法における「有価証券取扱業 [Wertpapierdienstleistungen]」

とは、次の業務をいう。

- 1、他人のために譲渡可能な有価証券及びデリバティブを調達し、及び譲渡する業務。
- 2、他人のために、自己勘定で譲渡可能な有価証券及びデリバティブを調達し及び譲渡する業務。
- 3、譲渡可能な有価証券やデリバティブを調達し及び譲渡する仲介業務を行う業務

更にこれらの業務全体が、商人的な方法で組織された法人を必要

とする場合である。

- ④ 本法における「有価証券取扱会社 [Wertpapierdienstleistungsunternehmen]」とは、次のものをいう。

- 1、国内に住所を持つ金融機関、信用制度法第53条第1項第1文又は第53b条第1項第1文の意味における企業の支店及び信用制度法第53c条第1項第1文により委任された法規命令により同様に扱われ、若しくは除外された企業の支店
 - 2、国内の証券取引所で取引に参加することを許可されているその他の企業で、国内に住所を持つもの
- 以上の会社は、有価証券取扱業務を提供する。

第2章 証券取引に関する連邦証券取引監督庁

第3条〔組織〕 ① 有価証券の取引に関する連邦監督庁 [Das Bundesaufsichtamt für den Wertpapierhandel] (連邦証券取引監督庁 [Bundesaufsichtamt]) は、連邦大蔵大臣の管轄の下に独立の連邦上級機関 [Bundesoberbehörde] として設立される。

② 連邦証券取引監督庁の長官は、連邦政府の提案に基づき連邦大統領が任命する。連邦政府は、提案に際して、各州の証券取引所問題担当大臣から意見の聴取をすることができる。

第4条〔権能〕 ① 連邦証券取引監督庁は、本法の規定に従って監督を行うものとする。連邦証券取引監督庁は、自らに配分された権限内で、適切に行われた有価証券取引を危険にさらし、又は証券市場に重大な損害を与えるような濫用行為 [Mißstände] を防止しなければならない。

連邦証券取引監督庁は、そのような濫用行為を除去し及び防止す

- るために必要な命令 [Anordnung] を発することができる。
- ② 連邦証券取引監督庁は、自らに配分された権限内で、公益に適合する場合に限り、本法に従って権限を行使することができる。

第5条〔証券委員会 [Wertpapiererrat]〕 ① 連邦証券取引監督庁の中に証券委員会が組織される。証券委員会は、各州の代表者を含む。委員会のメンバーは、特定の個人に限定されない。各州は、それぞれ一人の代表者を出すものとする。連邦大蔵省、法務省、経済省、ドイツ連邦銀行及び連邦銀行監督局 [Bundesaufsichtamtes für das Kreditwesen] の代表者も、証券委員会に参加するものとする。証券委員会は、証券取引所、市場参加者、経済学者及び科学者などの特定の分野の専門家の意見を聴聞することができる。証券委員会は、議事規則 [Geschäftsordnung] を設けるものとする。

- ② 証券委員会は、監視に協力する。証券委員会は、連邦証券取引監督庁に対し次の事項について意見を述べるものとする。

- 1、連邦証券取引監督庁の監視活動に関して、法規命令を発し、又はガイドライン [Richtlinie] を作成すること
- 2、証券取引所及び証券市場の監督問題に関する効果、並びに証券取引における競争
- 3、連邦証券取引監督庁及び証券取引所監督当局 [Börsenaufsichtsbörden] 間の権限の境界及び協力

証券委員会は、監督行為を一層進展させるために、連邦証券取引監督庁に提案することができる。連邦証券取引監督庁は、証券委員会に対し、少なくとも年に一回監督行為、監督の進展及び国際協力に関して報告するものとする。

- ③ 証券委員会は、少なくとも年に一回、連邦証券取引監督庁の長官により招集される。また証券委員会は、構成する委員の3分の1の発議によっても招集される。それぞれの委員は、議案提出権を有す

る。

- 第6条〔他の国内監督官庁との協力〕** ① 連邦証券取引監督庁は、自らの権限を行使するために、他の人又は機関を利用することができる。
- ② 証券取引所において本法第14条にいう内部者取引の禁止を実行するために緊急の必要があるときは、証券取引所監督当局が連邦証券取引監督庁を代理して機関委任 [Organleihe] の方法で監督権を行使する。その詳細は連邦政府と証券取引所を監督する州政府との間の行政協定 [Verwaltungsabkommen] により規定される。
- ③ 連邦銀行監督局、連邦保険監督局 [das Bankaufsichtamt für das Versicherungswesen]、ドイツ連邦銀行 (信用制度法の枠内である程度銀行の監督と調査を行う)、証券取引所監督当局及び連邦証券取引監督当局は、自らの権限を機能させるために、互いにその監督及び調査を交換することができる。

- 第7条〔国外管轄当局 [zuständigen Stellen] との協力〕** ① 連邦証券取引監督庁は、海外の証券取引所及びその他の証券市場並びに証券取引を監督する権限を有する国外監督当局と協力する義務を有する。証券取引所法及び売買目論見書法 [Verkaufsprospektgesetz] における外国の証券取引所監督当局に相当する機関との協力に関する規定は、本項第1文により影響されない。
- ② 本条第1項第1文において言及された監督当局との協調の枠内で、連邦証券取引監督庁は、証券取引所若しくはそれに相当する証券市場、証券取引、銀行制度又は金融機関、保険会社及び行政並びに司法機関に対し、当該機関が必要な情報を提供することができる。情報を提供する際には、連邦証券取引監督庁は当該情報が利用される目的を特定しなければならない。受取人は、個人情報を含む伝達さ

れたそのようなデータが、提供された目的でのみ手続され、利用されることを（連邦証券取引庁から）指摘されなければならない。個人情報、当該提供がドイツ法の目的を犯す可能性があると感じるについて相当の理由がある場合には、提供されない。それに関連する保護されるに値する個人の利益が損なわれた場合、特に受取国に適切な個人情報保護基準が保証されていない場合にはまた、情報提供が中止される。

- ③ 他国の監督当局から連邦証券取引監督庁に情報が提供された場合には、情報を提供した監督当局により設定された目的の特定化が遵守されない限りは、そのような情報は、公開し又は利用することはできない。
- ④ 刑事事件に関する国際司法共助 [Redhtshilfe] の規定は、本法により影響を受けない。

第8条〔守秘義務〕 ① 連邦証券取引監督庁の職員及び本法第6条第1項に従った職務に任じられたものは、たとえその職務や活動が終了した後といえども、許可なしに下記のような情報を公開し又は使用してはならない：すなわち連邦証券取引委員会との使用関係において彼らが知り得た本法の義務に基づく個人の利益に関連する秘密及び第三者の秘密、特に営業及び取引上の秘密及び個人データのような情報である。このことはまた、本項第1文にいう事実についての知識を職務上の報告行為により知り得たものについても適用される。情報が次のものに伝達された場合には、本項第1文にいう無権限の公開又は使用に該当しない。

- 1、刑事訴追当局、又は罰金若しくは過料に関して管轄する裁判所
- 2、法律又は公の委任 [öffentlich Auftrag] により、証券取引所その他の証券市場、有価証券取引、信用機関、金融機関、保険会社及びそれらの支店に関して監督をする者

ただし、これらの機関が、自らの職務の遂行上、必要な情報に限る。本項第1文にいう守秘義務は、上述の機関で雇用されている職員に対しても必要に応じて変更された上で課せられる。情報を外国の当局に対して伝達することができるのは、当該当局及び委任された個人が本項第1文で具体的に規定されている守秘義務を遵守する場合に限る。

- ② 公課法 [Abgabenordnung] 第93条、第97条、第105条第1項、第105条第1項と関連して第111条第5項及び第116条第1項は、本項第1文又は第2文で規定されている者が、本法の適用により行動している限度においては、適用されない。それらの規定は、課税当局が職務の履行上必要な下記にいう限度においてのみ適用される：すなわち関連した租税犯罪及び課税手続のためにその行為を刑事訴追するための強制的な公共の利益が存し、本条第1項第3文第2号の意味における外国の監督当局及びその支所に対し、本条第1項第1文又は第2文に示された者に対して伝達された情報が関係を持たない場合に限る。

第9条【報告義務】 ① 国内に支店を有する金融機関、及び信用制度法第53条第1項第1文、第53b条第1項第1文の意味における企業の支店若しくは信用制度法第53c条により委任された法規命令により同様に扱われ又は免除された企業の支店、並びに国内に支店を有し国内の証券取引所で取引を許可されている企業は、連邦証券取引監督庁に対し、下記の行為を義務づけられている：すなわち、前述の企業及びその支店が有価証券投資取引提供や自己取引に関連する行為を完了した場合には、本法第2条第1項の意味における市場、EG(欧州共同体)若しくは欧州経済圏 [Europäischen Wirtschaftsraum] 協定の加盟国の市場、又は国内証券取引所の自由取引市場で取り引きされている有価証券並びにデリバティブ取引

について、遅くとも取引が完了した後の（土曜日でない）翌営業日に報告する義務である。本条第1項第1文による義務は、本法第2条第1項にいう市場若しくは自由取引市場での取引の許可に基づく申請が行われ又は公に宣言された株式やワラントの取引にも適用される。本条第1項第1文及び第2文にいう義務は、国外に登録された支店を持ち、国内証券取引市場や自由取引市場で行った有価証券取引提供や自己勘定取引と関連した取引に関して、国内証券取引所での取引が認められている企業にも適用される。

② 当該報告は、データ記憶媒体 [Datenträgern] 又は電子的データ移動の方法で行わなければならない。その報告は、全ての取引について次の事項を含まなければならない。

- 1、有価証券又はデリバティブの記号、有価証券番号 [Wertpapierkennnummer]
- 2、契約及び基準となる市場価格のデータ並びに時間
- 3、有価証券又はデリバティブの市場価格、数量及び額面額
- 4、営業に参加した信用機関又は本条第1項にいう支店及び企業
- 5、取引が市場における交換行為である場合には、その証券取引所又はその取引所の電子的交換システム
- 6、取引の確認のための記号

自己勘定による取引には、格別に記号を付されなければならない。

③ 連邦大蔵省は、連邦参議院の同意を必要としない法規命令により次の事項を行うことができる。

- 1、報告の内容、種類、範囲及び形式、並びに許容できるデータ記憶媒体及びデータ移動の方法に関する詳しい規定を制定すること。
- 2、連邦証券取引監督庁が監督権を行使するために必要な限りにおいて、付加的な詳細に関する規定を制定すること。
- 3、報告義務のある個人が自らの費用で証券取引所又は適当な第三者により報告をさせること、並びにこの点に関する詳細を決定す

ることを許可すること。

- 4、債務証券又は一定の種類デリバティブの取引に関して本条第2項に規定された事項に関する情報が、報告される必要がなく、又は簡略化された形式で報告することを許可すること。
 - 5、本条第1項に規定されている下記のような金融機関、支店及び企業に対し、本条第1項にいう営業に関する報告義務を免除すること：すなわちEG（欧州共同体）又は欧州経済圏協定の加盟国の本法第2条第1項の意味における市場において、同様の内容を持つ報告義務が存する場合の金融機関等である。
 - 6、手形交換業務を行っている貯蓄銀行 [Sparkassen]、信用協同組合 [Kreditgenossenschaften]、貯蓄金庫中央振替銀行 [Girozentrale]、商工業・農業信用協同組合中央銀行 [genossenschaftlichen Zentralbank] 及び中央銀行協会 [Zentralkreditinstituts] に対し、本条第1項に規定する義務としての報告を、当該報告義務が課せられた目的が損なわれない場合若しくは損なわれない限度で、手形交換所、商工業・農業信用協同組合中央銀行及び中央銀行協会を通じて行うことを許可すること。
- ④ 連邦大蔵省は、法規命令により、本条第3項にいう権限を連邦証券取引委員会に委任することができる。

第10条【強制執行】 連邦証券取引監督庁は、本法により付与された権限の範囲内で、行政強制法 [Verwaltungs-Vollstreckungsgesetz] に規定する強制手続により、自らの命令を実行させることができる。それは、公法人に対しても適用される。強制金 [Zwangsgeld] の額は、行政強制法11条とは異なり、5万マルクを上限とする。

第11条【費用】 ① 連邦証券取引監督庁に関する費用は、次の割合で連邦政府に対し負担しなければならない。

- 1、ドイツ国内に住所を有する金融機関及び信用制度法第53条第1項第1文及び第53b条第1項第1文の意味におけるドイツ国内に支店を有する企業、並びに信用制度法第53c条による法規命令に基づき金融機関であるとみなされた若しくは推定された企業が、ドイツ国内で証券業務を営む場合は、75%を負担する
 - 2、本条第1項第1文に該当しない公設仲立人 [Kursmakler] 及び自由仲立人 [Freimakler] 並びに証券取引所で取引を認められているその他の企業は、5%を負担する
 - 3、ドイツ国内に住所を有する企業が、自らが発行する有価証券がドイツ国内の証券取引所において上場され、又は自由取引 [Freiverkehr] されている場合、それらの企業は10%を負担する本条第1項第1文及び第2文の場合において、その費用は取引可能な有価証券及びデリバティブの取引量に応じて適切に分配される。本条第1項第3文の場合において、その費用は証券取引所において上場取引若しくは自由取引されている有価証券の発行者に、その取引量に応じて適切に分配される。
- ② 本条第1項第1文により義務づけられた者及び国内の証券取引所は、連邦証券取引監督庁に対しその求めに応じて取引量と市場規模 [Bösumsätze] を報告しなければならない。費用請求権は、連邦証券取引監督庁により、行政執行法 [Verwaltungs-Vollstreckungsgesetz] の規定に従って強制執行される。
 - ③ 本条第1項による費用の徴収に関する詳細及び強制執行手続については、連邦議会の承認を必要としない連邦大蔵大臣の法規命令により決定される；連邦大蔵大臣は法規命令の中で最低額を決定することができる。連邦大蔵大臣は、その法規命令により連邦証券取引監督庁に権限を委任することができる。
 - ④ 本法第36条第1項に従って連邦政府の検査により生じた費用は、関連する企業がそれぞれ負担しなければならない、また連邦証券取引

監督庁の請求により前納しなければならない。

第3章 内部者取引の取締まり

第12条〔内部者証券 [Insiderpapiere]〕 ① インサイダー証券とは、次の有価証券をいう。

- 1、国内の証券取引所で上場又は自由取引 [Freiverkehr] を許可されている有価証券
- 2、EG (欧州共同体) の加盟国、又は欧州経済圏協定加盟国の市場において本法第2条第1項の意味における取引を許可されている有価証券

自由取引を含む本法第2条第1項の意味にいう市場における取引の許可は、その適用又は参入が公に宣言された場合には、これも通常の許可と同様に扱う。

② 次の権利もまた、内部者証券とみなす。

- 1、有価証券に対して予約、取得及び売却する権利
- 2、取引される有価証券の価格の変動により配分された差額を支払う権利
- 3、株式先物、公社債指数先物又は利息先物契約 [Zinaterminkontrakte] (金融先物)、並びに金融先物を予約、取得及び売却する権利が、もし取引される有価証券がそのような金融先物を目的としているか、取引される有価証券を含む指数 [Index] がそのような金融先物に関連する場合には、その権利
- 4、取引可能な有価証券の取得若しくは売却に関するその他の先物契約に関する権利

そのような権利や先物契約が本法第2条第1項の意味における市場で取引を許可され、EG (欧州共同体) の加盟国、若しくは欧州

経済圏協定加盟国の市場で取引を許可された場合、又は本条第2項第1文乃至第4文において言及された譲渡可能有価証券が本法第2条第1項にいう市場で取り引きすることが許可された場合、若しくはEG（欧州共同体）の加盟国及び欧州経済圏協定加盟国の市場で自由取引される場合も含まれる。本法第2条第1項の意味にいう市場における前述の権利及び先物取引の許可は、許可の適用若しくは参入が公に宣言された場合には、これも通常の許可と同様に扱う。

第13条〔内部者〕 ① インサイダーとは、次の者をいう。

- 1、経営者若しくは監督機関の一員である者、又は発行企業の無限責任社員若しくは発行者に関連した企業の無限責任社員である者
- 2、発行者若しくは発行者に関連した企業に資本参加している者
- 3、当該証券発行に関連する職業、活動及びそのような目的を持つ業務を行う者

内部者とは、前述の内容にあてはまる者で、内部者証券の一つ又は複数の発行者に関係する公表されていない情報、及びたとえ公表されている情報であっても内部者証券の相場価格に重大な影響を及ぼすであろうと考えられる情報（内部者情報 [Insidertatsache]）を有する者である。

- ② 公表された事実に基づいて独自に下した評価 [Bewertung] は、たとえそれが内部者証券の相場価格に重大な影響を与えたとしても、内部者情報とならない。

第14条〔内部者取引の禁止〕 ① 内部者取引として禁止されるのは、次の行為である。

- 1、内部者証券を自己の勘定若しくは第三者の勘定で、又は第三者のために、自らの内部者情報についての知識を利用することにより、内部者証券を取得し又は売却すること。

- 2、他人に対し、権限なく内部者情報を告げ又は広ること。
 - 3、内部者証券を取得したり売却するために、内部者情報に関する知識に基づいて第三者に推奨行為を行うこと。
- ② 内部者情報に関する知識を有する第三者に対し、この知識を利用して内部者証券を自己若しくは第三者の勘定で、又は第三者のために内部者証券を譲渡し若しくは売却することも、また禁止される。

第15条〔市場価格に影響を与えるような事実の公表及び報告〕 ①

国内の証券取引所での取扱を許可された有価証券の発行者は、その活動において生じた事実及び公には知られていない新しい事実を下記の場合に公表しなければならない；発行者の財産状態及び経済状態、若しくは発行者の営業状態のために、その事実が取引を許可された有価証券の市場価格に重大な影響を与える可能性がある場合、及び取引を認められた債務証券が発行者が責任を果たす能力を侵害する場合である。連邦証券取引監督庁は、上述の事実の公表が発行者の法的利益を害する可能性がある場合には、発行者に対しそのような事実の公表の義務を免除することができる。

- ② 発行者は、本条1項に従い公表されるべき事実が公表される前に、当該事実を次の者に対して報告 [mitteilen] しなければならない。
- 1、取引されている有価証券の取引が許可された証券取引所の理事に対して
 - 2、取引される有価証券が本法第2条第2項でいうデリバティブの対象である場合には、当該デリバティブが取引される証券取引所の理事に対して
 - 3、連邦証券取引監督庁に対して

上述の理事等は、本条第2項第1文により公表前に自らに報告された事実を利用できるのは、市場価格の決定が延期され又は中止された場合に限る。

③ 本条第1項第1文による公表は、以下のものに対しドイツ語で行わなければならない。

1、少なくとも一つの地域限定でない証券取引所広報誌
[Börsenpflichtblatt]

2、銀行、信用制度法第53条第1項第1文及び第53b条第1項第1文の意味における企業の支店、ドイツ国内に登録された事務所を有しかつドイツ国内の証券取引所における取引を許可されているその他の企業、並びに保険会社により広範に利用されている電子情報宣伝開示システム

他の方法による公表は、本条第3項第1文による公表の前に行ってはならない。本条3項1文による公表の通知は、遅滞なく連邦公告誌 [Bundesanzeiger] に公開しなければならない。連邦証券取引監督庁は、本条第3項第1文に従ってデータの量の観点から、報告の要旨の公表を次の場合に許可することができる：すなわち、もし完全なデータが発行者の費用負担に基づき無料で取得することができ、そしてこのことが本条第3項第3文に必要な変更を加えて公表された中に示されている場合である。

④ 発行者は、本条第3項第1文により遅滞なく報告を本条第2項第1文第1号及び第2号に言及された証券取引所の理事並びに連邦証券取引監督庁に対し、報告しなければならない。

⑤ 連邦証券取引監督庁は、本条第1項乃至第4項に定められている義務を遵守しているかを監視するために必要な場合に限り、発行者の情報及び基礎資料 [Unterlagen] の提出を求めることができる。連邦証券取引監督庁の職員及び代理人は、自らの職務を果たすために必要な限度において、通常の営業時間内に発行者の敷地及び事務所に立ち入ることができる。この場合には、本法第16条第6項及び第7項の規定を準用する。

⑥ 発行者が本条第1項、第2項及び第3項による義務に違反した場

合において、そこから生じた損害の賠償に関してはいかなる第三者に対しても責任を負わない。このことは、他の法的理由に基づく損害賠償請求に対して影響を与えない。

- 第16条〔継続的取締〕** ① 連邦証券取引監督庁は、本法第14条による禁止規定の違反を防止するために、証券取引所内及び証券取引所外での内部者証券の取引を監視する。
- ② 連邦証券取引監督庁は、本法第14条による禁止規定に対する違反の証拠を有する場合には、本法第9条第1項第1文で言及された金融機関、支店及び企業から、それらの企業の自己勘定により若しくは第三者の勘定により行われ又は仲介された内部者証券の取引に関する情報を請求することができる。連邦証券取引監督庁は、情報を提供する義務を有する個人に対し、下記の事項の報告を請求することができる：すなわち、そのような取引に基づき権利を与えられ、義務づけられた人物の身元に関する報告、及び違反の証拠がする限度でそれらが内部者証券である限度、若しくはそのような内部者証券に依拠している価格が変動する限度において内部者証券の所有に関する変更に関する報告である。
- ③ 本条第2項による情報を提供する義務の枠内で、連邦証券取引監督庁は、情報を提供する義務を有する個人に対し書類の作成を求めることができる。連邦証券取引監督庁の職員及び代理人は、自らの職務の遂行上必要な限度において本条第2項第1文で言及された信用機関、支店及び企業の敷地及び事務所に通常の営業時間内に立ち入ることが認められなければならない。これらの時間以外に立ち入ること及び事務所が私的住宅であるときに同意なくして立ち入ることが認められるのは、公の安全及び秩序に対し緊急の危険があり、かつ認容できる限度においてのみである。私的住居不可侵の根本原則(基本法第13条)は、上述の限度で制限される。

- ④ 連邦証券取引監督庁が本法第14条による禁止規定に違反する証拠を有する場合には、連邦証券取引監督庁は内部者取引情報及び下記のような情報を有する個人に対し情報提供を請求することができる：すなわち、内部者証券の発行者からの情報、ドイツ国内に登録された支店を有する企業、ドイツ国内の証券取引所で取引をすることが認められた取引可能な証券、及び内部者証券に関する知識を有する個人に関する情報である。
- ⑤ 連邦証券取引監督庁は、本条第2項第2文により報告された人物に関係する取引に関する情報を請求することができる。
- ⑥ 情報を提供する義務ある者は、自ら若しくは民事訴訟法第383条第1項第1号乃至第3号で示された関係者が、刑事訴追を受ける危険又は秩序違反法 [Gesetz über Ordnungswidrichkeiten] の手続に違反する危険にさらされる可能性がある場合には、情報提供義務者は請求を拒否することができる。当該義務ある者は、自らの拒否権に関して助言を受けることができる。
- ⑦ 本条第2項乃至第5項による基準に対する異議及び取消しの訴え [Anfechtungsklage] は、延期的効力 [aufschiebende Wirkung] を有しない。

第17条〔個人情報処理及び利用〕 ① 連邦証券取引監督庁は、本法第14条にいう禁止行為の違反があったか否かを検査する目的がある場合、又は本法第19条にいう国際協調の目的に適合した場合にのみ、本法第16条第2項第2文により自らに報告された個人情報を、保管、交換及び使用することができる。

② 検査のためもはや必要とされない個人データ、及び本条第1項により他国の監督当局の適切な情報要請のための個人データは、適切に抹消しなければならない。

- 第18条〔内部者取引違反に対する刑事手続〕** ① 連邦証券取引監督庁は、本法第38条に従い違反行為の疑いを作り出すような事実を権限ある連邦検察庁に告発〔anzeigen〕しなければならない。連邦証券取引監督庁は、権限ある連邦検察庁に対し、疑いのある、若しくは現認された人物に関する個人データを送達することができる。
- ② 起訴状、略式命令発行のための申立及びこれらの手続の結果は、本章に規定されている義務を履行するために必要な限度で、連邦証券取引監督庁に報告しなければならない。

- 第19条〔国際協力〕** ① 連邦証券取引監督庁は、内部者取引の禁止を監視するために必要な情報を、EG（欧州共同体）の加盟国若しくは欧州経済圏協定の加盟国において正当の権限ある監督当局に対して提供する。連邦証券取引監督庁は、本条1項1文に示された監督当局の情報提供要請を満足させる必要がある限度において、本法第16条第2項乃至第5項に従って権限を行使する。
- ② 本条第1項第1文にいう権限ある監督当局は、情報を提供する場合に、自らに提供された情報を、内部者取引禁止規定違反に関する刑法上の問題に対する義務を犯すことなく、インサイダー取引禁止規定の監視のためだけに、及びその問題に関する行政並びに司法手続の中でのみ、用いることができる。
- ③ 連邦証券取引監督庁は、次の場合に情報の提供を拒否することができる。
- 1、情報の提供が、主権、すなわちドイツ連邦共和国の安全又は公の秩序を害するおそれがある場合
 - 2、司法手続が既に始まっている場合、又は同一人に対して同じ点について既に司法判断が下されている場合
- ④ 連邦証券取引監督省が内部者取引禁止規定違反に関する刑法上の問題に関連する義務を侵害することなしに、本条第1項第1文の意

味における権限ある監督当局から提供された情報を使うことができるのは、内部者取引に関する禁止規定の監視、及び監視に関して行政又は司法手続に用いられる場合に限る。そのような情報を本法第7条第2項による監督以外の目的で使用し、及び本条第4項第1文にいう目的のために第三国の権限ある監督当局に提供するには、当該情報を提供した監督当局の同意を必要とする。

- ⑤ 連邦証券取引監督当局は、本法第14条及び外国法においてそれに相当する禁止規定にいう内部者取引禁止の監視、及び本法第7条第2項に準拠した監督当局に対し情報を提供することについて、本条第1項第1文で言及された国以外の国々の監督当局と協力することができる。

第20条〔適用除外〕 本章の諸規定は、連邦政府、その分離された特別財産 [Sondervermögen]、州政府、ドイツ連邦銀行、外国政府及びその中央銀行、並びに他の組織された機関が、取引をし、自己勘定で個人と取引することにより、金融政策若しくは為替政策又は公定歩合操作に関する政策を実行する場合には、適用されない。

第4章 上場企業における議決権持分 [Stimmrechtsanteils]の変更に関する公表及び届出 [Mitteilungspflicht]義務

第21条〔届出義務のある者の届出義務〕 ① 上場企業における議決権を有する者（かつ届出義務がある者）が売却若しくは譲渡又はその他の方法で、5%、10%、25%、50%又は75%に達し、又はこれを越え若しくは下回った場合には、遅くとも7日以内に関係企業及び連邦証券取引監督庁に対し、書面で前述の持株比率に達し、又は

これを超え若しくは下回った自らの持分及び議決権を住所の記載とともに報告しなければならない。当該期間は、届出義務のある個人が、当該人物により所有された持分比率が前述の基準に達し、又はこれを超え若しくは下回った事実を知り、又は周囲の状況から判断して知ったに違いないと考えられる時点から進行する。

- ② 本章の意味における上場企業とは、ドイツ国内に登録された支店を有する企業で、その株式がEG（欧州共同体）の加盟国若しくは欧州経済圏協定加盟国の証券取引所での取引が許可されているものである。

第22条〔議決権の帰属〕 ① 本法第21条第1項による報告義務に関して、上場企業の次の株式に付属する議決権は、報告義務のある議決権と同様とする。

- 1、第三者名義で所有する株式、及び報告義務のある個人又はこれにより支配されている企業を代理する第三者により保有されている株式
- 2、報告義務のある者により支配されている企業が所有する株式
- 3、第三者が所有する株式で、当該第三者が報告義務のある個人若しくはこれにより支配されている企業と、これらの者が有する議決権を協力して行使し、かつ上場企業の経営に関して共通の政策を選択することを義務づけた契約を締結した場合
- 4、報告義務のある個人により第三者に担保として譲渡された株式。ただし、当該第三者がこれらの株式に付属した議決権を行使する権限を与えられた場合、若しくはその権限を行使することを宣言した場合は除く
- 5、報告義務のある個人が株式の上に用益権 [Nießbrauch] を有している場合の当該株式
- 6、報告義務ある個人又はこれに支配されている企業の片務的意

思表示 [einseitige Willenserklärung] により取得される株式

7、報告義務のある者に信託譲渡された株式：ただし、報告義務のある者が株主からの特別な指示がない場合において、独自の判断で当該株式に付属する議決権を行使したときに限る。

- ② 本法第21条第1項による報告を行う際に、関連する議決権行使は、本条第1項各号に従って記述されなければならない。
- ③ 支配されている企業とは、報告義務のある個人により直接又は間接に次の行為が行われている企業をいう。
 - 1、報告義務のある者が株主又はは持分者の議決権の過半数を有していること
 - 2、株主若しくは持分者として取締役会又は監査機関 [Aufsichtsorgan] 等の執行機関の一員を任命し若しくは解任する権限を有すること
 - 3、株主若しくは持分者として、当該企業の他の株主若しくは持分者と締結された協定に基づき単独で議決権の過半数を支配すること

第23条〔議決権の非帰属〕 ① 連邦証券取引監督庁は、書面による提案に基づいて、上場企業の株式に関連する議決権の行使に関して、議決権の計算に際して当該議決権を次の場合に総数に算入しないことを許可することができる。

- 1、提案者が、EG（欧州共同体）若しくは欧州経済圏協定加盟国の証券取引所で取引を認められており、又は投資に関連したサービスを提供する企業である場合
- 2、提案者が自らの取引状況に鑑みて不相当な株式を購入し又は購入する予定がある場合
- 3、提案者が、当該企業の経営に対して、株式の取得により影響を与える意図がないということを、詳細に説明した場合

② 連邦証券取引監督庁が、書面による提案に基づいて、本条第1項第1号の条件に適合しないEG(欧州共同体)若しくは欧州経済圏協定加盟国内に登録された支店を有する企業に対して、上場企業の株式に関連した議決権に関して5%の報告義務を無視する権限を保証するのは、次の場合のみである。

1、提案者が、現存する又は予想される取得価格と売却時の価格との差額から生ずる短期的な利益を得るために、関連する株式を所有し若しくは所有することを意図した場合

2、提案者が当該企業の経営に対して、株式の取得により影響を与える意図がないということを、詳細に説明した場合

③ 本条第1項及び第2項に従い除外する取扱いが企業の決算の検査に際しては、決算会計士[Abschlußprüfer]は、当該企業が本条第1項第2号又は本条第2項第1号の規定に従ったか否かを別の書面により報告し、決算とともに当該企業の法定代理人にこの書面を提出しなければならない。当該企業は、遅滞なく決算会計士の記載書面を連邦証券取引監督庁に提出しなければならない。連邦証券取引監督庁は、本条第3項第1文及び第2文による義務が履行されなかった場合には、行政手続法[Verwaltungsverfahrensgesetz]による取消の他に、本条第1項若しくは第2項による除外を取り消すことができる。除外が撤回され又は取消された場合には、当該企業は、従前の撤回若しくは取消しが効力を生じてから3年以降に除外のために新しい提案をすることができる。

④ 本条第1項若しくは第2項による除外に基づいて規制を免れた株式に関連した議決権は、本法第21条第1項による報告義務が存在することを考慮する場合には、行使されない。

第24条〔コンツェルンに属する企業による届出〕 報告義務あるもの
商法第290条乃至第340i条によるコンツェルン用の決算〔Kon-

zernabschluss]を作成しなければならない場合において、本法第21条第1項による報告義務は、親会社により履行されるか、又は当該親会社自身が子会社であるときには、その親会社により履行されることができる。

- 第25条〔上場企業の公告義務〕** ① 上場企業は本法第21条第1項による報告を遅滞なく、遅くとも報告を受けた日から9日以内に、ドイツ語で全国規模の証券取引所広報誌 [Börsenpflichtblatt] に公告しなければならない。当該公告は、報告義務のある者の個人名又は法人名及び住所又は支店の登録地を示さなければならない。上場企業は、遅滞なく連邦公告紙に、当該報告を証券取引所広報誌に公告した旨を通知しなければならない。
- ② 上場企業は、その株式がEG(欧州共同体)又は欧州経済圏協定加盟国内の証券取引所で取引を認められている場合には、本条第1項第1文及び第2文により、遅滞なく遅くとも報告を受けた日から9日以内に報告を同じく当該国の証券取引所広報誌に公告しなければならない：当該国の法律が公告について別の形式を規定している場合には、その形式による。当該公告は、そのような国で行われる公告で認められている言葉を使わなければならない。
- ③ 上場企業は、連邦証券取引監督庁に対し、本条第1項及び第2項に従い公告の証拠 [Beleg] を遅滞なく提出しなければならない。連邦証券取引監督庁は、本条2項にいう報告を公告するものとする。
- ④ 連邦証券取引監督庁は、上場企業に対し書面による申請に基づき本条第1項及び第2項に従った公告義務を以下の場合に免除することができる：すなわち、そのような情報の開示が公益に反し、若しくは公告した企業がそれにより重大な影響を受けるという状況を考慮した場合、又はそのような除外が、取引される当該有価証券の評価に重大な影響を与える事実及び状況に対する見解により公衆に間

違った印象を与える可能性がある場合である。

- 第26条〔国外に営業所を有する企業の公告義務〕** ① 自らの株式がドイツ国内の証券取引所に上場され、かつ外国に営業所を有する企業の株主により行使される議決権が、本法第21条第1項にいう基準に達し、又はこれを超え、若しくは下回った場合には、当該企業は、もし本条第3項にいう条件を達成していないときには、遅滞なく、遅くとも9日以内に、また国内証券取引所広報誌にその事実を公表し、当該株主により行使される議決権の数を公告しなければならない。その期間は、当該企業が議決権が本法第21条第1項第1文にいう基準に達し、又はこれを超え、若しくは下回ったことを知った時点から進行する。
- ② 本法第25条第1項第1文、第2文及び第3文、並びに第25条第3項及び第4項は、本条第1項の公告について準用する。
- ③ 他のEG（欧州共同体）若しくは欧州経済圏協定加盟国内に登録された営業所を有する企業の株式が、当該加盟国及びドイツ国内の証券取引所で上場されている場合、当該企業は公表されるべき情報に関する上場企業の重要持分の取得並びに譲渡についての1988年12月12日付EU指令88/627（ABI. EG Nr. L 348 S. 62）に基づいて上場された国の法律により規定された公告を行い、またドイツ国内では公表されるべき情報をドイツ語で全国規模の証券取引所広報誌に公告しなければならない。本法第25条第1項第3文は、場合により準用される。

第27条〔通知した資本参加の証明〕 本法第21条第1項による報告をしたものは、連邦証券取引監督庁又は上場企業の請求に基づき、報告した資本参加〔mitgeteilten Beteiligung〕の存在を証明しなければならない。

第28条〔議決権の停止〕 報告義務のある者の所有する株式に付随する議決権又はそのものにより直接若しくは間接に支配されている企業により支配されている議決権は、本法第21条第1項による報告義務が履行されない間は、行使することはできない。

- 第29条〔連邦証券取引監督庁の権限〕** ① 連邦証券取引監督庁は、上場企業及びその株主に対し、本章で課せられている監視義務を履行するため、情報及び基礎資料〔Unterlagen〕の提出を請求することができる。本条1項1文にいう連邦証券取引監督庁の権限はまた、本法第22条第1項により議決権が帰属する個人及び企業に対しても存する。この場合には、本法第16条第6項が適用される。
- ② 連邦証券取引監督庁は、報告義務に関して発生した事実が基準に適合するか否か、また本法第21条第1項による報告義務を除外することについて、連邦証券取引監督庁自身がルールとして決定するガイドラインを設けることができる。そのガイドラインは連邦公告誌に公告されなければならない。
- ③ 連邦証券取引監督庁は、上場企業が公告義務を履行せず、又は正しく履行しなかったり、完全若しくは与えられた形式での履行をしなかった場合には、本法第25条第1項及び第2項による公告を上場企業の費用を勘案して、変更して実施することができる。

第30条〔国外の監督当局との協力〕 ① 連邦証券取引監督庁は、他のEG(欧州共同体)若しくは欧州経済圏協定加盟国の監督当局並びに次の第1号乃至第4号に該当する場合には、当該第三国の正当な権限を有する監督当局と、協力をするものとする。

- 1、第三国に住所、若しくは登録された営業所を有し、又は居住している届出義務者が、自らの報告義務を適切に履行する場合
- 2、上場企業が自らに対する本法第25条第2項による公告義務を適

切に履行する場合

- 3、他のEG(欧州共同体)若しくは欧州経済圏協定加盟国の法律により報告を義務づけられており、又はドイツに住所、登録された営業所を有し、若しくは居住している届出義務者が自らの義務を適切に履行した場合
 - 4、国外に住所を有する企業がドイツ国内の証券取引所に株式を上場している場合において、当該企業の公告義務がドイツ国内で適切になされたとき
- ② 連邦証券取引監督庁は、加盟国又条約締結国に対し、報告及び公告義務の履行の監視のために必要な限度で、個人データを含む情報を提供することができる。連邦証券取引監督庁は、そのような情報を提供する際には、権限ある監督当局が、報告又は届出違反に関連する刑法上の問題における権利に対し偏見を持つことなく、提供された個人データを含む情報を、この義務違反又はそれに関連する行政若しくは司法手続における監視の履行のためにのみ使うことを、助言しなければならない。
- ③ 本条第1項第3文の場合において、連邦証券取引監督庁は本法第29条第2項に規定された権限を有する。

第5章 有価証券取扱会社の行為規定

第31条〔一般行為規定〕 ① 有価証券取扱会社〔Wertpapierdienstleistungsunternehmen〕は、次の義務を負う。

- 1、顧客の利益のために、必要とされる知識、配慮及び誠実さ〔Gewissenhaftigkeit〕をもって、有価証券の取扱業務を行う義務
- 2、利益相反を避けるように努め、もし避けられない場合には、顧客の利益を遵守して顧客の注文を執行することに配慮する義務

- ② 有価証券取扱会社は、また次の義務も負う。
- 1、顧客の財産状態と当該取引の目的に関して、投資提供の目的となる取引に対する顧客の経験と知識を考慮して情報提供する義務
 - 2、顧客にとって有益な情報を全て提供する義務
- それは、顧客が意図した取引の種類及び量を考慮して、顧客の利益を保護するために必要な程度で行われなければならない。
- ③ 本条第1項及び第2項は、国外に登録された営業所を有し、顧客のために投資サービスを提供し、かつドイツ国内に本拠又は取締役会をもつ企業に対しても、補足的な業務を含む投資サービスが海外でのみ行われている程度に比例して、適用される。

第32条〔特別行為規定〕 ① 有価証券取扱会社又は当該会社と提携している企業は、次の行為をすることが禁止される。

- 1、有価証券取扱会社の顧客に対して、顧客の利益に反するような推奨をした場合、そして顧客の利益に反した程度において、有価証券及びデリバティブの購入又は売却について推奨すること
 - 2、有価証券取扱会社の顧客に対して、有価証券取扱会社自身若しくは当該会社と提携している企業の自己勘定取引により、有価証券又はデリバティブの価格を特定の方向に変動させることを目的として、当該有価証券又はデリバティブの購入、売却を推奨すること
 - 3、ある有価証券若しくはデリバティブを購入し、又は売却する有価証券取扱会社の顧客による注文を知ることにより、結果として顧客の不利益になる可能性のある自己勘定による取引を行うこと
- ② 個人事業 [Einzelkaufmann] の法形態で有価証券取扱業を営む企業の営業主、法律若しくは企業の営業内容に関する定款により委任し、又は代理人として指名した有価証券取扱会社、及び有価証券又はデリバティブの取扱い、有価証券分析並びに投資助言 [Anlage-

beratung]

業務に従事する有価証券取扱会社の職員は、次の行為をすることが禁止される。

- 1、有価証券取扱会社の顧客に対し本条第1項第1号にいう条件の下で有価証券若しくはデリバティブを購入し、若しくはは売却することを推奨すること、又は有価証券やデリバティブの価格を自己若しくは第三者に有利な取引を締結するために特定の方向へ動かすことを目的として有価証券取扱会社の顧客に推奨すること
 - 2、特定の有価証券若しくはデリバティブを購入又は売却する有価証券取扱会社の顧客による注文を知ることにより、結果として顧客の不利益になる可能性のある取引を、自己若しくは第三者のために行うこと
- ③ 本法第31条第3項にいう条件に基づき、本条第1項及び第2項は、国外に登録された営業所を持つ企業に対してもまた適用される。

第33条〔組織義務〕 ① 有価証券取扱会社は、次の義務を負う。

- 1、適切な投資サービスの提供のために必要な手続と方策を効果的に設け、維持する義務
- 2、投資サービスの提供に際して、有価証券取扱会社とその顧客の間、及び有価証券取扱会社の顧客同士の利益相反を最小限にするために必要な組織にする義務
- 3、本法に基づく法的義務の不履行を避けることに適した内部的監査機構を有する義務

第34条〔記録義務及び保管義務〕 ① 有価証券取扱会社は、次の義務を負う。

- 1、投資サービスを行うに際して、顧客から出された注文及び指示並びに注文の実行を記録する義務

2、顧客の注文を受け付けた職員の氏名及びその注文を受け付け、
そして実行した日時を記録する義務

- ② 連邦大蔵省は、ドイツ連邦銀行による公聴手続を経て、連邦参議院の同意を必要としない法規命令により、連邦証券取引監督庁による有価証券取扱会社の義務履行の監視に必要な限度で、有価証券取扱会社にその他の資料の記録の保管を命ずることができる。連邦大蔵省は、法規命令により、その権限を連邦証券取引監督庁に委任することができる。
- ③ 本条第1項及び第2項による記録は、少なくとも6年間は保管しなければならない。その保管については、商法第257条第3項及び第5項が準用される。

第35条〔行為規定の監視〕 ① 連邦証券取引監督庁は、本章により課せられた義務の履行に対する監視に必要な限度で、有価証券取扱会社及び当該会社と提携している企業並びに本法第32条第2項で言及された個人に対し、情報及び書類の作成を請求することができる。この場合には、本法第16条第6項が適用される。連邦証券取引監督庁の職員は、通常の営業時間内に本章に規定された連邦証券監督庁の権限を行使するために必要な限度で、有価証券取扱会社及び当該会社と提携している企業の支店並びに営業所に立ち入ることが許される。

- ② 連邦証券取引監督庁は、本法第31条乃至第33条による請求が履行されたか否かについて決定する具体的基準〔Regalfall〕を作成することができる。ドイツ連邦銀行、連邦銀行監督庁〔Bundesaufsichtamt für das Kreditwesen〕及び関係する経済団体の全国組織〔Spitzenverbände〕は、当該具体的基準に関する問題については優先して協議に応じなければならない；本法第33条に関する具体的基準は、連邦銀行監督庁の同意の下に告示しなければならない。当

該具体的基準は、連邦公告誌に公告しなければならない。

- 第36条【報告義務及び行為規定の検査】** ① 連邦証券取引監督庁は、通常は1年に一度、本法第9条による報告義務及び本章に規定されている義務の遵守に関して有価証券取扱会社の会計検査を行わなければならない。この会計検査は、本法第2条第4項第1号にいう信用機関及びその支店に対しては、通常信用制度法第30条による寄託物検査 [Depotprüfung] と同時に寄託物検査官 [Depotprüfer] によりなされなければならない。連邦銀行監督官に対しては、検査報告の複製を送付しなければならない。
- ② 連邦大蔵省は、法規命令により連邦参議院の同意を得ることなく、連邦証券取引監督庁の義務履行に必要な限度で、本条第1項に規定された会計検査の方法、範囲及び時期に関する詳細な条項 [Bestimmung] を、特に下記の目的で規定することができる：すなわち、有価証券やデリバティブの取引に際して不適合事項 [Mißstände] を避け、本法第9条による報告義務と本章により規定された義務に影響を与え、そしてこの目的のための統一的な基礎資料の形態を取得するためである。連邦大蔵省は、法規命令によりその権限を連邦証券取引監督庁に委任 することができる。

第37条【適用除外】 ① 本法第31条乃至第34条により規定される義務は、次の機関に対しては適用されない。

- 1、専ら投資サービスを自らの親会社 [Mutterunternehmen] 若しくは信用制度法第1条第6項及び第7項の意味における子会社 [Tochterunternehmen] 又は自らの親会社の小会社に対してのみ提供する企業
- 2、連邦、その特別財産、州、他のEG(欧州共同体)若しくは欧州経済圏協定加盟国の公的債務取扱機関 [öffentliche Schulden-

verwaltung]、ドイツ連邦銀行、並びに他の加盟国及び協定国の中央銀行

- ② 本法第31条、第32条及び第33条は、二つの有価証券取扱会社間に締結される取引には適用されない。証券取引所において仲介業者として取引を締結する有価証券取扱会社は、本法第34条にいう義務についてのみに拘束される。本法第33条は、本条第2項第1文に規定された取引のみを行う有価証券取扱会社には適用されない。

第6章 犯罪及び違反に対する罰則規定

第38条〔犯罪に対する罰則〕 ① 次の者は5年以下の自由刑 [Freiheitsschtrafe] 又は罰金に処する。

- 1、本法第14条第1項第1号若しくは第14条第2項の禁止規定に違反して、内部者証券を取得し、又は売却した者
- 2、本法第14条第1項第2号に違反して内部者情報を告げ、又は利用させた者
- 3、本法第14条第1項第3号の禁止規定に違反して、内部者証券の取得、又は売却を推奨したもの

② 前項に相当する外国の禁止規定は、本条第1項の意味における禁止と同一視される。

第39条〔秩序罰に対する過料〕 ① 故意または過失により以下の規定に違反した者は、秩序違反 [ordnungswidrig] とする。

- 1、次の規定に違反した場合
 - a) それぞれに本法第9条第2項に関連して、又は本法第9条第3項に規定する法規命令に関連した本法第9条第1項第1文、第2文、及び第3文

- b) 本法第15条第2項第1文
 - c) 本法第22条第1項若しくは第2条に関連して本法第21条第1項第1文の報告をせず、正確若しくは完全にせず、又は規定された形式により若しくは規定された時期までにしなかった者
- 2、次の規定に違反した場合
- a) 本法第15条第3項第1文に関連して本法第15条第1項第1文
 - b) 本法第25条第1項第2文に関連して本法第25条第1項第1文、若しくは本法第25条第2項第2文に関連して本法第25条第2項第1文、又は本法第26条第1項第1文当該公告をせず、正確若しくは完全にせず、又は規定された形により若しくは規定された時期までにしなかった者
- 3、本法第15条第3項第2文に違反して公告をしたもの
- 4、本法第15条第3項第5文に関連して本法第15条第3項第3文に違反し、若しくは本法第26条第3項第2文に関連して本法第25条第1項第3文に違反して、公告をしなかったり、正確若しくは完全にせず、又は規定された形式若しくは規定された時期までにしなかった者
- 5、本法第26条第2項に関連して、本法第15条第4項又は本法第25条第3項第1文に違反して、公告又は公告の証拠の提出をせず、又は期日までにしなかった者
- 6、本法第34条第2項による法規命令に関連して、本法第34条第1項に違反して記録せず、又は適切若しくは完全にしなかった者
- 7、本法第34条第3項第1文に違反して記録の保管をせず、又は少なくとも6年間の保管をしなかった者
- ② 故意又は過失により次の規定に違反した者は、秩序違反とする。
- 1、本法第30条第3項又は本法第35条第1項第1文と関連して、本法第15条第5項第1文、本法第16条第2項、第3項第1文、第4項、及び第5項、並びに本法第29条第1項に適合した命令[vollziel-

bar Anordnung] に違反して行動したもの

2、本法第15条第5項第2文、本法第16条第3項第2文若しくは本法第35条第1項第3文に違反して立入りを認めず、又は本法第16条第3項第3文に違反して立入りを認めなかった者

- ② 本条第1項第2号a)及び第3号に該当する場合には300万DM以下の過料、本条第1項第1号b)及びc)に該当する場合には50万DM以下の過料、本条第1項第1号a)、第2号b)、第4号乃至第7号並びに本条第2項に該当する場合には10万DM以下の過料を、それぞれ秩序罰として課す。

第40条〔所轄行政官庁〕 秩序違反法 [Gesetz über Ordnungswidrigkeiten] 第36条第1項第1文の意味における監督官庁 [Verwaltungsbehörde] は、連邦証券取引監督庁とする。

第7章 経過規定

第41条〔第一次的な届出及び公告義務〕 ① 本法第9条第1項による報告は、連邦参議院の同意を必要としない連邦大蔵省の法規命令により定められた時点で一次的に提出されなければならない；その時点は、1996年1月1日以降でなければならない。この場合には本法第9条第4項を準用する。

- ② ある者が1995年1月1日において本法21条1項を考慮したうえで上場企業の議決権を5%以上保有する場合において、本法第21条第1項による報告がその時点まで既になされているときを除いて、その者は当該上場企業及び連邦証券取引監督庁に対して遅くとも1995年4月1日以降に行われる最初の株主総会の日までに、議決権を有する資本の額を、自己の住所を記載した書面により報告しなければ

ならない。

- ③ 当該上場企業は、本条第2項にいういかなる報告をも、本法第25条第1項第1文及び本法第25条第2項の条件に従って受け取った後1月以内に公告し、そのような公告の証拠を遅滞なく連邦証券取引監督庁に送付しなければならない。
- ④ 本条第2項及び第3項の義務については、本法第23条、第24条、第25条第1項第3文、本法第25条第3項第2文、本法第25条第4項及び本法27条乃至30条を準用する。
- ⑤ 故意又は過失により次の規定に違反したものは、秩序違反とする。
- 1、本条第2項に反して、報告をせず正確若しくは完全にせず、又は規定された形式により若しくは定められた時点までに報告をしなかった者
 - 2、本法第25条第1項第1文若しくは本法第25条第2項に関連して、本条第3項に違反して、公告をせず、正確若しくは完全にせず、規定された形式により若しくは定められた時点までにしなかった者、又はその公告の証拠を定められた時点までに送付しなかった者
- ⑥ 本条第5項第1号に該当する場合には50万DM以下の過料、本条第5項第2号に該当する場合には10万DM以下の過料を、それぞれ秩序罰として課す。